

灘区医療介護サポートセンター便り



2023年(令和5年)9月 第8号

発行 灘区医療介護サポートセンター

住所 灘区水道筋1丁目24 灘区医師会館内 電話 078-801-1120 FAX 078-801-1121

爽やかな秋を迎え、皆さまいかがお過ごしでしょうか。日頃より、多くのご協力を頂き誠にありがとうございます。

「医療介護サポートセンター」は地域の医療・介護関係者の連携をサポートすることで、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

「サポートセンター便り」では、医療職・介護職の皆さまの連携に役立つ情報や研修会等の活動報告を発信してまいります。



R5年度後半の研修会予定

第19回さくら塾～灘区多職種連携研修会～

【参加費】 無料

テーマ：急変時の救急・多職種との連携～ACP（人生会議）、DNAR（蘇生処置拒否）について理解を深めよう！～

【日時】 令和5年9月16日（土） 14：00～16：00（13：30～受付開始）

【場所】 灘区文化センター 5階大会議室 【定員】 70名

第1部：講演

①「ACPを進めるうえでの多職種連携について～事例を通して考える～」

講師：かえでホームケアクリニック 院長 熊野 晶文先生

②「心肺蘇生を望まない意思表示をされている方への新しい救急活動について」

講師：神戸市消防局 灘消防署 救急係長 重野 翔氏

第2部：グループワーク

「ACP、DNARについて理解を深めよう」



2023年度 灘区医療・介護関係者の研修会

【参加費】 無料

「在宅療養をされている方への医療・介護の連携を学ぶ」～各科の在宅診療を知る～

*全6回シリーズとして、各科の訪問診療や往診、在宅診療でできる治療、処置、検査などを知り、往診依頼時の連携方法や在宅診療での医療・介護・福祉の連携を学ぶ研修会です。

Part 6：（耳鼻咽喉科）

【日時】 令和5年11月頃

【場所・定員】 灘区医師会館3階：10名 および ZOOM オンライン：40名

【講師】 未定

在宅での食支援について学ぶ研修会

【参加費】 無料

テーマ：在宅で摂食嚥下障害を支える多職種での取り組み

*食を支える職種の取り組みを知り、在宅での食支援について学ぶ研修会です。

【日時】 令和6年1月頃

【場所】 未定

【講師】 柴耳鼻咽喉科 院長 柴 裕子先生、他



医療介護サポートセンター ホームページのご案内

医療介護サポートセンターのホームページでは、各区サポートセンターの紹介やお知らせ、市民講座、研修案内、活動報告などご覧いただくことができます。ぜひ、ご活用ください。

URL：<https://kobe-iks.net>



灘区医療介護サポートセンターのページ

URL：<https://kobe-iks.net/area/nada>

二次元コードはこちら



2023年度 灘区 医療・介護関係者の研修会

「～知ってるようで知らないかも！？～ 介護医療院・医療療養型施設について」

【講師】介護医療院 すまいれすと夢野 運営企画部長 小原健太郎 氏

六甲病院 地域医療連携室 谷口路代 看護師

令和5年7月19日(金)開催 参加者:対面3名、オンライン30名一計33名

*それぞれの講師から基本的な役割や概要について写真や図解で解説していただきました。

介護医療院についてはこれまで知らなかった方もあったようで、この研修会で知ってもらうきっかけとなったのではないのでしょうか。病院からは、医療療養病床や緩和ケア病棟についても対象となる方などについてお話しいただき、今一度整理し学ぶ機会となりました。

(参加者アンケートから)

- ・緩和ケアの入院生活や受け入れ体制が良く分かった。 ・介護医療院を今回初めて知りました。
- ・施設の違いや、相談のタイミングや方法など理解することが出来た。



2023年度 灘区 医療・介護関係者の研修会

「在宅療養をされている方への医療・介護の連携を学ぶ」～各科の在宅診療を知る～

*全6回シリーズとして、各科の訪問診療や往診、在宅診療でできる治療、処置、検査などを知り、往診依頼時の連携方法や在宅診療での医療・介護・福祉の連携を学ぶ機会を目的としています。

Part4 : (歯科・歯科衛生士) 令和5年5月18日(木) 開催

【講師】山崎鶴甲歯科クリニック 院長 山崎元康 先生 ・ 歯科衛生士 上田和美 氏

参加者:対面6名、オンライン17名一計23名



Part5 : (皮膚科・眼科) 令和5年6月22日(木) 開催

【講師】たかしま皮膚科 院長 高島務 先生 ・ 谷眼科医院 院長 谷恵美子 先生

参加者:対面5名、オンライン37名一計42名



Part4では、在宅歯科診療の実際を詳細に解説していただき、訪問歯科診療でたいいていの治療やケアが行えると知ることができました。また、歯科衛生士の役割について、新たな視点での話があり深く学ぶことができました。

(質疑応答から)

Q: 歯科往診をどのタイミングで勧めるのがよいか？

A: 口腔ケアという観点からすると、在宅療養になった方であればタイミング的に問題はない。ただ、通院できる状態であれば通っていただく。毎月でなくても2、3か月に1回とか定期的に診ているとお口の異常にも気づきやすくなる。講義の中でもお話しした「OHAT-J」の色が変わっている部分に当てはまる方がいれば、特に早めに知らせていただければと思う。

Q: 歯科受診をどのようにおすすめしたらよいか？利用者の口腔ケアの状態や意識を知るにはどうすればよいか。

A: オーラルフレイルの初期症状がないか、お口の中の清掃状態、使っている歯ブラシの状態、入れ歯を使っている方であれば①入れ歯が汚れてないか②入れ歯を入れてある水が汚れてないか、を観察されてはどうか。

Part5では、在宅でできる診療や処置、検査などの実際を写真や図解で具体的に解説してもらい、大変わかりやすく理解することができました。また、往診時に持参される検査器具なども見せていただくことができました。講義で得た知識を活用し、普段のかかわりの中で患者や利用者の観察を行うと異常に気付くことやアセスメントができるのではないのでしょうか。

第15回認知症医療連携勉強会

共催:灘区医師会・灘区医療介護サポートセンター・エーザイ株式会社

日時:令和5年7月27日(木) 15:00~17:00 シマブンビル 13 階会議室 参加者:70名

1) 特別講演 「認知症の診療と介護連携」

講師:かきぎ認知症しあわせクリニック 院長 柿木達也 先生



2) パネルディスカッション・事例検討

「認知機能が低下し介入困難な独居高齢者への意思決定支援」

特別講演では、高齢化と認知症の現状とこれからの展望についての解説、様々な認知症スケール、認知症の症状や進行状態だけを見るのではなく、生活機能など全体を観察しながら支援していくことが重要であるということ。また、認知症のタイプについて、投薬の考え方や併用薬剤などについても教示いただくことで、認知症に関する知識が広がり、広い視野で観察を行うこと、関係機関との報告や相談などの連携内容の幅も広がるということを学ぶことができました。

パネルディスカッションでは、認知症初期集中支援チームや司法書士など、各パネリストから事業内容について簡単にお話しいただきました。また、支援事例から他職種との連携の大切さ、関係機関への相談、発信していくことが大切だということを改めて認識することができました。

(参加者アンケートから)

- ・認知症の方が多くなっていると感じています。インテークのところから慎重に関わる必要があると思います。一人で抱え込まず、チームで関わるのが大切だということがよくわかりました。
- ・ご本人の意思決定について、いつも自身も悩むことです。チームで決めたことはいいい選択ということは背中を押してもらった気がする。
- ・気持ちに寄り添い、リスクに備える。チームとしてバランスをとり、最善を模索し続けることをそれぞれの方々の見方より学ばせていただきました。パネリストから、今でも「これで正しかったのか…」等、具体的なお話しを聞いて、どんな立場でも正直、不安や心配があるということを聞くことができて良かったです。

精神科救急医療体制について

【休日や夜間に精神疾患の病状が悪化した際の緊急窓口を教えてください】

夜間及び休日に、精神科救急医療に関する電話相談を受け、必要に応じて精神科病院との調整や情報提供を行う相談電話窓口として精神科救急情報センターを開設しています。

精神科救急情報センターの相談電話は、精神保健福祉センターや各区保健センターが業務時間に行っている一般の相談電話と違い、対象を、緊急に精神科医療が必要な方に限っております。御要望に沿えない場合もありますが、御理解の程よろしく申し上げます。

【精神科救急情報センター】

相談専用電話：078-367-7210

開設時間：月～金曜日 17:00～翌朝9:00

土・日、祝・休日 24時間（年末年始を含む）

※電話対応のみ。開設場所は非公開。

■利用できる方

休日・夜間に緊急の精神科医療を必要とする方

■具体的な業務内容

・精神科の救急医療に関する電話相談です。

平日日中は、各区保健センターや精神保健福祉センター（電話：078-371-1900）に相談してください。

・緊急に医療が必要な状況かどうかを専門の職員が確認し、必要に応じ精神科病院を紹介します。

■外来診察について

電話相談の結果、入院を必要としないものの、薬の処方を含めた早急な精神科受診を要すると判断した場合、受診可能な病院を紹介します。ただし、ご本人が受診を希望しており、自宅から病院までの往復の交通手段が確保されている場合に限られます。対応時間 毎日19:00～22:00（病院到着23:00まで）

■入院治療について

電話相談の結果、入院を前提とした受診が必要と判断された場合、緊急入院用にベッドを確保している病院との調整のうえで、受診先病院を紹介します。

病院までの移動は、自家用車やタクシーなどをご利用ください。

■注意事項

※精神科救急情報センターでの相談では、投薬等の医療行為は行いません。医療行為は紹介した病院で行います。

※精神保健福祉センターは電話対応のみとなりますので、来所による相談は行っておりません。面接相談は各区保健センターにお問い合わせください。

【ご利用にあたってのご注意】

精神科救急情報センターのご利用に際しては、下記のことについてご協力とご理解をお願いしています。

1. 激しい暴力行為等でお困りの場合は、まずは警察にご相談ください。
2. 怪我や病気等、急を要する身体科治療が必要な場合は、まずは119番へご連絡ください。
3. 夜間・休日の緊急入院患者用に確保しているベッドの数が限られています。
そのため、翌日以降の受診で対応できる方については、ご連絡をいただいても受診できないこともあります。
4. 緊急入院患者用にベッドを確保している病院は、県内精神科病院による当番制となっています。
そのため、必ずしもお住まいの近くの病院をご紹介できるとは限りません。また、受診が必要と判断できるまで、病院名をお教えすることはできません。
5. 入院を前提とした受診を行っても、医師の診断によっては入院が不要となることもあります。
6. お酒を飲んで酩酊状態にある方や、覚醒剤等の薬物を使用されている方は対象外となります。
7. 受診が必要かどうか判断するために、現在の状況やお住まいの場所等を教えていただく必要がありますので、ご了承ください。

＜精神科救急ケースの分類＞

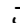
精神科救急ケースは、主に誰が救急状態と認識するかによって、個人内救急、家庭内救急、社会的救急に分類されます。また、当事者の受療意志の有無やその確かさによって、柔らかな救急（受療意志が明瞭な場合）と硬い救急（受療を拒否している場合）にも分けられます。さらに、診察後の（もしくは診察前に予測される）処遇形態によって、一次救急（外来診療で帰宅可能）、二次救急（任意入院・医療保護入院、もしくは一般病棟への入院が必要）、三次救急（措置入院、緊急措置入院、応急入院が必要）に階層化されます。二次救急は原則として、患者本人もしくは家族との契約による入院、三次救急はこうした契約が成立しない、行政による介入が必要な入院です。

一般社団法人 日本精神科救急学会より抜粋



大地震や感染症の大流行が起こっても、機能停止せずに業務を続けるため、企業や自治体、病院が作成している業務継続計画（BCP）。厚生労働省は 2021 年、老人ホームや訪問介護サービスなど、全ての介護・障害福祉事業者に対し、24 年 4 月までに BCP を策定するように義務づけました。

義務化される介護・障害福祉事業者の BCP には、通信やライフラインが途絶えた時の対策▽物資の備蓄▽職員や利用者の安否の確認方法▽単独で施設運営が困難になった場合の他施設との協力体制づくり——などを盛り込むことをガイドラインで示しています。今後、自治体による指導や監査で BCP 策定について評価される見通しです。

業務継続計画(BCP)の作成を支援するために、厚生労働省のホームページで、ガイドライン資料と研修動画が公開されています。ご利用ください。厚生労働省  ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

災害時の避難所

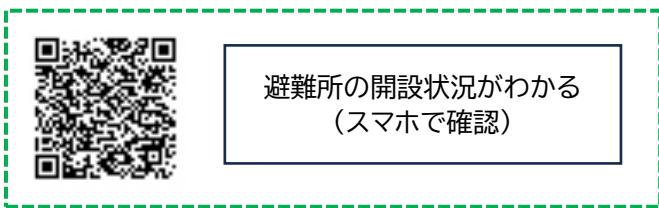
(9月1日は防災の日です)

【避難所の開設・混雑状況（バカン）】

災害時に、避難所の開設状況や混雑状況をスマホや PC でリアルタイムに確認できます。

避難所の開設・混雑情報は、5 区分

(①混雑、②やや混雑、③空いています、④開設可能、⑤Closed（平常時）) で表示されます。



【緊急避難場所・避難所】 灘区 → [02nada040901.pdf \(kobe.lg.jp\)](#)

くらしの防災ガイドを参考に、災害ごとの避難先と避難ルートを確認しておきましょう。

「緊急避難場所」と「避難所」のちがい

(緊急避難場所)

命を守る事を最優先に災害の危険から逃れるための場所です。

災害の種別（土砂災害、洪水、津波、大火事）ごとに、屋内（小学校や中学校など）又は屋外の空間（広い公園や広場、学校のグラウンドなど）を指定しています。

(避難所)

自宅に帰宅できない場合に、一定期間、避難生活をする場所です。

災害の種類に関わらず、小学校や中学校などを指定しています。

くらしの防災ガイドでは、緊急避難場所・避難所に避難する地域の「めやす」を設定しています。

「めやす」は小学校区を基本にしています。(例：〇〇区××町1丁目は△△小学校)

災害時は「めやす」に関係なく、近くの緊急避難場所・避難所に避難できます。日ごろから、お住まいの近くの避難所を確認してください。

【福祉避難所】福祉避難所指定施設一覧（区別） → [hukushihinansho kubetu20221031_1.pdf \(kobe.lg.jp\)](#)

福祉避難所は、災害時の避難所での生活において、何らかの特別な配慮が必要な要援護者（高齢者や障がい者など）のために、市が二次的に開設する避難所です。高齢者施設、障がい者施設、宿泊施設、地域福祉センターなどを指定しています。福祉避難所のうち、神戸市独自に「基幹福祉避難所」として指定している施設もあります。

福祉避難所への避難の流れ

1. 福祉避難所へは直接避難できません。避難が必要な方は、まずは近隣の小学校などの緊急避難場所・避難所へ避難します。(大規模災害時には、施設自体の被災や開設に必要な人員の確保の遅れなどで、指定施設に要援護者を受け入れる手配が整わないことが予想されるためです)
2. ケースワーカー・ヘルパー・保健師などが避難所を巡回し、本人や家族の意向や状況を確認したうえで、市が福祉避難所への避難対象者を決定します。
3. 福祉避難所での受け入れが決定した方は、家族などの支援により移動します。移動手段がない場合は、避難先の避難所職員や各区役所にご相談ください。

(神戸市の取り組み)

災害時要援護者リスト 神戸市では、災害時要援護者リストを作成・保管しています。

災害発生時で、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 1 項第 2 号「個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、民生委員、消防団、防災福祉コミュニティ等、実際に救護・支援活動に従事される団体に、情報共有・協力しながら、安否確認や避難支援にあたることとなっています。

対象者については以下とし、年 2 回更新されています。

- ・要介護 3 以上の方
- ・身体障害者手帳 1・2 級を所持している方
- ・療育手帳 A を所持している方
- ・65 歳以上の単身世帯
- ・75 歳以上の方のみの世帯



【編集後記】今年も台風や記録的な大雨により、各地で被害が相次いでいます。先日、短時間のゲリラ豪雨で自宅近くの道路が冠水しました。あちこちの道路でみるみるうちに川のごとく水があふれ、建物の外階段に目をやると滝のごとく水が流れていました。我が家はすぐそこという状況でしたが、U ターンして雨が小降りになり道路の水が引くまで車中で待機することになりました。災害はいつやってくるかわかりませんが、いざという時に適切な行動がとれるよう心構えが大切だと改めて思い知らされた出来事でした。

